

泉大津市議会平成30年第2回定例会会議事項

(平成30年6月20日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	9	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	1
同	1 0	平成 2 9 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	5
同	1 1	平成 2 9 年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	9
同	1 2	平成 2 9 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る経費の繰越しの件	1 3
同	1 3	平成 3 0 年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	1 7
議 案	4 0	泉大津市市税条例等の一部改正の件	1 9
同	4 1	泉大津市介護保険条例の一部改正の件	6 1
同	4 2	泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	6 7
同	4 3	泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件	7 3
同	4 4	泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	7 9
同	4 5	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件	8 5
同	4 6	平成 3 0 年度泉大津市一般会計補正予算の件	9 1
同	4 7	平成 3 0 年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算の件	1 1 1

報告第9号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年6月20日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	7
専 決 年 月 日	平成30年5月16日
事 件 名	損害賠償の額の決定及び和解の件

専決第 7 号

損害賠償の額の決定及び和解の件

平成 29 年 10 月 27 日午後 4 時 5 分頃、泉大津市小松町 1 番 70 号旧泉大津市消防署敷地内で発生した車両損傷事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により和解する。

平成 30 年 5 月 16 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

2 相手方の住所氏名

※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※

「別 紙」

損 害 賠 償 の 額 （ 和 解 金 額 ）

区 分	金 額	備 考
—	6 8 , 0 4 0 円	自動車補修費
計	6 8 , 0 4 0 円	

報告第 10 号

平成 29 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件

平成 29 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

平成 30 年 6 月 20 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

平成29年度泉大津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
4 衛生費	1 保健衛生費	保健センター施設整備事業 (改修工事設計委託料)	12,553,000	12,553,000	円	円	円	4,500,000	4,735,000	円	3,318,000
7 土木費	4 都市計画費	建築・開発指導行政事業 (空家実態調査業務委託料)	8,997,000	8,997,000		3,677,000					5,320,000
7 土木費	4 都市計画費	公園施設整備事業	3,945,000	3,945,000		1,500,000		1,300,000			1,145,000
8 消防費	1 消防費	消防庁舎施設整備事業 (消防署庁舎除却事業)	87,721,000	87,721,000				78,900,000			8,821,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業 (浜小学校防火設備改修工事費)	18,068,000	18,068,000		5,533,000		12,400,000			135,000
9 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業 (給食配膳室整備工事設計委託料)	4,977,000	4,977,000				3,700,000			1,277,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既 特 定 財 源 入	国庫支出金	府支出金	未収入金	特定財源	一般財源
9 教育費	5 社会教育費	旧市民会館維持管理事業 (旧市民会館除却事業)	688,407,000	605,154,000					544,600,000	60,554,000

報告第 1 1 号

平成 2 9 年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰 越明許費に係る経費の繰越しの件

平成 2 9 年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

平成 3 0 年 6 月 2 0 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

平成29年度泉大津市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入	未収入特定財源			その他	
					特定財源	国庫支出金	府支出金	地方債		
2 事業費	1 下水道費	管渠事業	90,000,000 円	83,000,000 円		6,000,000 円			77,000,000 円	0 円

報告第 1 2 号

平成 2 9 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る経費の繰越しの件

平成 2 9 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項において準用する同令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

平成 3 0 年 6 月 2 0 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

平成29年度泉大津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行 為予定額	翌 年繰 越額	左の財源内訳					説明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入	財源内訳				一 般財源
										国庫支出金	府支出金	地方債その他		
9 教育費	4 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	円 5,395,680	円	円 5,395,680	円	円 5,395,680	円 0	円 0	円 0	円 0	円 5,395,680	近隣との調整折衝 による現場着工の 遅延によるもの	

報告第 13 号

平成 30 年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

平成 30 年度泉大津市土地開発公社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市議会に報告する。

平成 30 年 6 月 20 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第 40 号

泉大津市市税条例等の一部改正の件

泉大津市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 20 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の公布に伴い、個人住民税及びたばこ税について所要の改正を行うとともに、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）に基づき行われた中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税の軽減について定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市市税条例等の一部を改正する条例（案）

（泉大津市市税条例の一部改正）

第1条 泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第9条の2中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第13条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第16条の2中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第19条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に、「施行令」を「令」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による」を「これらの控除に関する事項を記載した」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「までに第1項」を「までに、同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第27条の2中「（以下この章」を「（次条第1項」に改める。

第51条を第51条の2とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第51条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第52条の前に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第51条の3 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この章の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第52条第1項中「第51条第1項」を「第51条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表左欄中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に

0. 2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第 16 条の 2 の 2 で定めるものに係る部分の重量を除く。）の 0. 4 グラムをもって紙巻たばこの 0. 5 本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 48 条第 1 項第 1 号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1, 000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもって紙巻たばこの 0. 5 本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額 第 52 条に次の 7 項を加える。

- 4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 51 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 5 第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に

換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前２項の計算に関し、第４項の製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各号に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第５２条の２中「５，２６２円」を「５，６９２円」に改める。

附則第８条第１項中「得た金額」の次に「に１０万円を加算した金額」を加える。

附則第１０条第１５項を同条第１６項とし、同条第１４項の次に次の１項を加える。

15 法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）第３８条第２項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第１５条第４７項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

第2条 泉大津市市税条例の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

第3条 泉大津市市税条例の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第52条の2中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 泉大津市市税条例の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第52条の2中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 泉大津市市税条例の一部を次のように改正する。

第51条の3中「及び次条第3項第1号」を削る。

第52条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（泉大津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 泉大津市市税条例の一部を改正する条例（平成27年泉大津市条例第30

号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「泉大津市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第3項中「新条例第51条第1項」を「泉大津市市税条例第51条の2第1項」に改め、同条第12項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第13項の表右欄中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中泉大津市市税条例第19条第1項の改正規定(「配偶者特別控除額の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える改正規定に限る。) 平成31年1月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第9条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中泉大津市市税条例第52条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第3条並びに附則第5条及び第6条の規定 平成32年10月1日
- (5) 第1条中泉大津市市税条例第9条の2、第13条及び第16条の2の改正規定並びに同条例附則第8条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (6) 第4条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成33年10月1日
- (7) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (8) 第1条中泉大津市市税条例附則第10条の改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の泉大津市市税条例の規定中個人の

市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税に適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第 5 号に掲げる規定による改正後の泉大津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、平成 30 年 10 月 1 日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 4 条 平成 30 年 10 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。附則第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（泉大津市市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年泉大津市条例第 30 号）附則第 4 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第 1 条各号列記以外の規定による改正後の泉大津市市税条例第 51 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号。附則第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項において「所得税法等改正法」という。）附則第 51 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごと

に、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の前に課した、又課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者等がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(固定資産税に関する経過措置)

第9条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により

機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市市税条例等の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人住民税及びたばこ税について所要の改正を行うとともに、生産性向上特別措置法に基づき行われた中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税の軽減について定めるものであること。

第1 主な改正内容

1 個人の市民税

(1) 非課税限度額の引上げ

均等割非課税限度額及び所得割非課税限度額をそれぞれ10万円引き上げるものであること。（第1条の規定による第9条の2及び附則第8条関係）

(2) 基礎控除の見直し

前年の合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者については、その金額に応じて基礎控除額が低減し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできないこととするものであること。（第1条の規定による第13条及び第16条の2関係）

(3) 年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものであること。（第1条の規定による第19条第1項関係）

2 たばこ税

(1) たばこ税の税率（現行：千本につき5,262円）を、それぞれ次に定める税率とし、段階的に引き上げるものであること。

ア 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

千本につき5,692円（第1条の規定による第52条の2関係）

イ 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで

千本につき6,122円（第3条の規定による第52条の2関係）

ウ 平成33年10月1日以後

千本につき6,552円（第4条の規定による第52条の2関係）

(2) 加熱式たばこについて、課税方式の見直しを実施するものであること。（第1条の規定による第51条、第51条の3及び第52条関係）

3 固定資産税

地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設されたことを受け、当該設備投資に係る固定資産税をゼロと定めるものであること。（第1条の規定による附則第10条関係）

4 その他所要の規定の整備を行うものであること。

第2 泉大津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正

第1の2(1)の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであること。（第6条関係）

第3 附則に関する事項

1 施行期日

この条例（案）は、平成30年10月1日から施行するものであること。ただし、第1の1(3)は平成31年1月1日から、第1の2(1)イは平成32年10月1日から、第1の1(1)及び(2)は平成33年1月1日から、第1の2(1)ウは平成33年10月1日から、第1の3は生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例（案）の公布の日のいずれか遅い日から施行するものであること。（改正条例附則第1条）

2 経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。（改正条例附則第2条から第9条まで）

泉大津市市税条例等新旧対照表

第1 泉大津市市税条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行		
(均等割の税率) 第9条 (略) 2 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じそれぞれ<u>同表の右欄</u>に定める額とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3 (略) (個人の均等割の非課税の範囲) 第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 (所得控除) 第13条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費	(略)	(均等割の税率) 第9条 (略) 2 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じそれぞれ<u>当該右欄</u>に定める額とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3 (略) (個人の均等割の非課税の範囲) 第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 (所得控除) 第13条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費	(略)
(略)			
(略)			

改 正 案	現 行
控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （調整控除） 第16条の2 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、その者の第14条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第14条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少な	控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （調整控除） 第16条の2 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第14条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第14条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少な

改 正 案	現 行
い金額の 1 0 0 分の 3 に相当する金額 ア 5 万円に、当該納税義務者が 法第 3 1 4 条の 6 第 1 号イの表 の上欄に掲げる者に該当する場合 <u>には</u>、当該納税義務者に係る 同表の下欄に掲げる金額を合算 した金額を加算した金額 イ (略) (2) 当該納税義務者の合計課税所得 金額が 2 0 0 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金 額を控除した金額（当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円と する。）の 1 0 0 分の 3 に相当する 金額 ア 5 万円に、当該納税義務者が 法第 3 1 4 条の 6 第 1 号イの表 の上欄に掲げる者に該当する場合 <u>には</u>、当該納税義務者に係る 同表の下欄に掲げる金額を合算 した金額を加算した金額 イ (略) (市民税の申告) 第 1 9 条 法第 2 9 4 条第 1 項第 1 号 <u>に掲げる者は</u>、3 月 1 5 日までに、 法第 3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書を 市長に提出しなければならない。た	い金額の 1 0 0 分の 3 に相当する金額 ア 5 万円に、当該納税義務者が 法第 3 1 4 条の 6 第 1 号イの表 の上欄に掲げる者に該当する場合 <u>においては</u>、当該納税義務者 に係る同表の下欄に掲げる金額 を合算した金額を加算した金額 イ (略) (2) 当該納税義務者の合計課税所得 金額が 2 0 0 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金 額を控除した金額（当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円と する。）の 1 0 0 分の 3 に相当する 金額 ア 5 万円に、当該納税義務者が 法第 3 1 4 条の 6 第 1 号イの表 の上欄に掲げる者に該当する場合 <u>においては</u>、当該納税義務者 に係る同表の下欄に掲げる金額 を合算した金額を加算した金額 イ (略) (市民税の申告) 第 1 9 条 法第 2 9 4 条第 1 項第 1 号 <u>の者は</u>、3 月 1 5 日までに、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書を市長に 提出しなければならない。ただし、

改 正 案	現 行
だし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（<u>令第48条の9の7に規定するものを除く。</u>）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第16条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条に	法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（<u>施行令第48条の9の7に規定するものを除く。</u>）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第16条の3の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第9条の2に規定

改 正 案	現 行
において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第9条の2に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 （略） 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）で、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までにこれらの控除に関する事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）で、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。	する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 （略） 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）で、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）で、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに第1項の申告書を市長に提出することができる。

改 正 案	現 行
5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、法第294条第1項第1号<u>に掲げる者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>において</u>は、法第294条第1項第1号<u>の者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、法第294条第1項第2号<u>に掲げる者</u>に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>において</u>は、法第294条第1項第2号<u>の者</u>に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、新たに法第294条第1項第3号又は第4号<u>に掲げる者</u>に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事業所又は事務所の所在、当該市	7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>において</u>は、新たに法第294条第1項第3号又は第4号<u>の者</u>に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事業所又は事務所の所在、当該市

改 正 案	現 行
内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （特別徴収義務者） 第２７条の２ 前条第１項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第３２１条の７の４第２項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この章において同じ。）の支払をする者（次条第１項において「年金保険者」という。）とする。 第５章 市たばこ税 <u>（製造たばこの区分）</u> <u>第５１条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u> <u>（１）喫煙用の製造たばこ</u>	内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （特別徴収義務者） 第２７条の２ 前条第１項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第３２１条の７の４第２項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この章において同じ。）の支払をする者（<u>以下この章</u>において「年金保険者」という。）とする。 第５章 市たばこ税

改 正 案	現 行
<u>ア 紙巻たばこ</u> <u>イ 葉巻たばこ</u> <u>ウ パイプたばこ</u> <u>エ 刻みたばこ</u> <u>オ 加熱式たばこ</u> <u>(2) かみ用の製造たばこ</u> <u>(3) かぎ用の製造たばこ</u> <u>第 5 1 条の 2 (略)</u> <u>(製造たばことみなす場合)</u> <u>第 5 1 条の 3 加熱式たばこの喫煙用</u> <u>具であって加熱により蒸気となるグ</u> <u>リセリンその他の物品又はこれらの</u> <u>混合物を充填したもの (たばこ事業</u> <u>法 (昭和 5 9 年法律第 6 8 号) 第 3</u> <u>条第 1 項に規定する会社 (以下この</u> <u>条において「会社」という。)、加熱</u> <u>式たばこの喫煙用具であって加熱に</u> <u>より蒸気となるグリセリンその他の</u> <u>物品又はこれらの混合物を充填した</u> <u>ものを製造した特定販売業者、加熱</u> <u>式たばこの喫煙用具であって加熱に</u> <u>より蒸気となるグリセリンその他の</u> <u>物品又はこれらの混合物を充填した</u> <u>ものを会社又は特定販売業者から委</u> <u>託を受けて製造した者その他これら</u> <u>に準ずる者として施行規則第 8 条の</u> <u>2 の 2 で定める者により売渡し、消</u> <u>費等又は引渡しがされたもの及び輸</u>	<u>第 5 1 条 (略)</u>

改 正 案	現 行								
<u>入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）</u> <u>は、製造たばことみなして、この章の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u> (たばこ税の課税標準) 第52条 たばこ税の課税標準は、<u>第51条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</u> 2 前項の製造たばこ（<u>加熱式たばこを除く。</u>）の本数は、<u>紙巻たばこの本数</u>によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。	(たばこ税の課税標準) 第52条 たばこ税の課税標準は、<u>第51条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</u> 2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこの本数</u>によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u>								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="213 1809 571 1868">区分</th><th data-bbox="571 1809 801 1868">重量</th></tr> <tr> <td data-bbox="213 1868 571 2000">1 喫煙用の製造たばこ</td><td data-bbox="571 1868 801 2000"></td></tr> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		<table border="1"> <tr> <th data-bbox="820 1809 1177 1868">区分</th><th data-bbox="1177 1809 1404 1868">重量</th></tr> <tr> <td data-bbox="820 1868 1177 2000">1 喫煙用の製造たばこ</td><td data-bbox="1177 1868 1404 2000"></td></tr> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ	
区分	重量								
1 喫煙用の製造たばこ									
区分	重量								
1 喫煙用の製造たばこ									

改 正 案		現 行	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム	ア <u>パイプたばこ</u>	1 グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1 グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム
ウ <u>刻みたばこ</u>	2 グラム	ウ <u>刻みたばこ</u>	2 グラム
(略)		(略)	
3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合计数によるものとする。</u> (1) <u>加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> (2) <u>加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u> (3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当</u>		3 <u>前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算については、施行令第53条に規定するところによる。</u>	

改 正 案	現 行
<u>する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u> <u>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除</u>	

改 正 案	現 行
く。) <u>イ アに掲げるもの以外の加熱式 たばこ たばこ税法（昭和 5 9 年法律第 7 2 号）第 1 0 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の 例により算定した金額</u> 4 <u>第 2 項の表の左欄に掲げる製造た ばこの重量を紙巻たばこの本数に換 算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げ る方法により同号に規定する加熱式 たばこの重量を紙巻たばこの本数に 換算する場合における計算は、売渡 し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこ の品目ごとの数量を乗じて得た重量 を第 5 1 条に掲げる製造たばこの区 分ごとに合計し、その合計重量を紙 巻たばこの本数に換算する方法によ り行うものとする。</u> 5 <u>第 3 項第 2 号に掲げる方法により 加熱式たばこの重量を紙巻たばこの 本数に換算する場合における計算 は、売渡し等に係る加熱式たばこの 品目ごとの 1 個当たりの重量（同号 に規定する加熱式たばこの重量をい う。）に当該加熱式たばこの品目ごと の数量を乗じて得た重量を合計し、 その合計重量を紙巻たばこの本数に</u>	

改 正 案	現 行
<u>換算する方法により行うものとする。</u> 6 <u>前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 7 <u>第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 8 <u>前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 9 <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場</u>	

改 正 案	現 行
<u>合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>10 前各号に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u> (たばこ税の税率) 第52条の2 たばこ税の税率は、 1,000本につき<u>5,692円</u>とする。 附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第8条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第11条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。	(たばこ税の税率) 第52条の2 たばこ税の税率は、 1,000本につき<u>5,262円</u>とする。 附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第8条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第11条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

改 正 案	現 行
2 (略) (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 1 0 条 (略) 2 ～ 1 4 (略) <u>1 5 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は零</u> <u>(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成 3 0 年法律第 2 5 号) 第 3 8 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)) に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する機械装置等にあつては、</u> <u>零) とする。</u> <u>1 6 (略)</u>	2 (略) (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 1 0 条 (略) 2 ～ 1 4 (略) <u>1 5 (略)</u>

第2 泉大津市市税条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（たばこ税の課税標準） 第52条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) （略） 4～10 （略） 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条 （略） 2～13 （略） 14 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 15及び16 （略）	（たばこ税の課税標準） 第52条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) （略） 4～10 （略） 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条 （略） 2～13 （略） 14 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 15及び16 （略）

第3 泉大津市市税条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（たばこ税の課税標準） 第52条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) （略） (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこの税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5	（たばこ税の課税標準） 第52条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) （略） (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこの税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5

改 正 案	現 行
に規定するたばこ税の税率及び法 第468条に規定するたばこ税の 税率をそれぞれ千で除して得た金 額の合計額を100分の60で除 して計算した金額をいう。第8項 において同じ。)をもって紙巻たば この0.5本に換算する方法 ア及びイ (略) 4～10 (略) (たばこ税の税率) 第52条の2 たばこ税の税率は、 1,000本につき<u>6,122円</u>と する。	に規定するたばこ税の税率及び法 第468条に規定するたばこ税の 税率をそれぞれ千で除して得た金 額の合計額を100分の60で除 して計算した金額をいう。第8項 において同じ。)をもって紙巻たば この0.5本に換算する方法 ア及びイ (略) 4～10 (略) (たばこ税の税率) 第52条の2 たばこ税の税率は、 1,000本につき<u>5,692円</u>と する。

第4 泉大津市市税条例新旧対照表 (第4条関係)

改 正 案	現 行
(たばこ税の課税標準) 第52条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造 たばこの本数は、第1号に掲げる方 法により換算した紙巻たばこの本数 に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たば この本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に<u>0.</u> <u>8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本 数及び第3号に掲げる方法により換	(たばこ税の課税標準) 第52条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造 たばこの本数は、第1号に掲げる方 法により換算した紙巻たばこの本数 に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たば この本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に<u>0.</u> <u>6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本 数及び第3号に掲げる方法により換

改 正 案	現 行
算した紙巻たばこの本数に<u>0. 8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこの税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0. 5本に換算する方法</u> ア (略) イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額	算した紙巻たばこの本数に<u>0. 6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこの税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0. 5本に換算する方法</u> ア (略) イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の

改 正 案	現 行
4～10 （略） （たばこ税の税率） 第52条の2 たばこ税の税率は、 1,000本につき<u>6,552円</u>と する。	例により算定した金額 4～10 （略） （たばこ税の税率） 第52条の2 たばこ税の税率は、 1,000本につき<u>6,122円</u>と する。

第5 泉大津市市税条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
（製造たばことみなす場合） 第51条の3 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずるとして施行規則第8条の2の2で定める者により	（製造たばことみなす場合） 第51条の3 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずるとして施行規則第8条の2の2で定める者により

改 正 案	現 行
売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この章の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準) 第52条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u> (1) (略)	売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条<u>及び次条第3項第1号</u>において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この章の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準) 第52条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u> (1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> (2) (略)

改 正 案	現 行
(2) (略) 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこ品目ごとの数量を乗じて得た重量を第51条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6 (略) 7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに	(3) (略) 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は<u>第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合</u>における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこ品目ごとの数量を乗じて得た重量を第51条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6 (略) 7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに

改 正 案	現 行
定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 <u>9</u> (略)	定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 <u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>10</u> (略)

第6 泉大津市市税条例の一部を改正する条例（平成27年泉大津市条例第30号）新旧対照表（第6条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 （略） 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>泉大津市市税条例第52条の2</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)及び(2) （略） (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円 3 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>泉大津市市税条例第51条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同	附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 （略） 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第52条の2</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)及び(2) （略） (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日まで</u> 1,000本につき4,000円 3 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第51条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売

改 正 案	現 行
じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこの３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。 ４～１１ （略） １２ 平成３１年１０月１日前に地方	業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこの３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。 ４～１１ （略） １２ 平成３１年４月１日前に地方税

改 正 案	現 行
税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,692円</u>とする。	法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,262円</u>とする。

改 正 案			現 案 行		
1 3 (略)			1 3 (略)		
第 4 項	前項	第 1 2 項	第 4 項	前項	第 1 2 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項 において準 用する同条 第 4 項		附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項 において準 用する同条 第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	<u>平成 3 1 年</u> <u>1 0 月 3 1</u> <u>日</u>		平成 2 8 年 5 月 2 日	<u>平成 3 1 年</u> <u>4 月 3 0 日</u>
第 5 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	<u>平成 3 2 年</u> <u>3 月 3 1 日</u>	第 5 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	<u>平成 3 1 年</u> <u>9 月 3 0 日</u>
(略)			(略)		

議案第 4 1 号

泉大津市介護保険条例の一部改正の件

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 2 0 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 0 年政令第 5 6 号）の公布に伴い、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市介護保険条例（平成 12 年泉大津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(保険料率) 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 7 6, 600円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項にお	(保険料率) 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 7 6, 600円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において

改 正 案	現 行
いて同じ。) が 1 2 0 万円未満 であり、かつ、前各号のいずれ にも該当しないもの イ (略) (7)～(11) (略) 2 (略)	同じ。) が 1 2 0 万円未満であ り、かつ、前各号のいずれにも 該当しないもの イ (略) (7)～(11) (略) 2 (略)

議案第 4 2 号

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 2 0 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 3 0 号）等の施行により、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準が改められたこと及び共生型地域密着型通所介護に関する基準が定められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年泉大津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「法人」の次に「(当該法人の役員等が泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下これらを「暴力団員等」という。）である場合を除く。）又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）（当該診療所を開設している者又は当該診療所に勤務する者が暴力団員等である場合を除く。）」を加え、同条ただし書を削る。

第5条各号列記以外の部分中「第36条第2項」の次に「(第37条の3において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(参 考)

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令等の施行により、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準が改められたこと及び共生型地域密着型通所介護に関する基準が定められたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

1 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準

指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者に、次の者を加えるものであること。（第3条関係）

病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）

2 共生型地域密着型通所介護に関する記録の保存

共生型地域密着型通所介護に関する記録の保存期間について、他の指定地域密着型サービスと同様に、当該サービスを提供した日から5年間と定めるものであること。（第5条関係）

3 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであること。

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準) 第2条 (略) 第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人<u>(当該法人の役員等が泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下これらを「暴力団員等」という。)である場合を除く。)</u>又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)<u>(当該診療所を開設している者又は当該診療所に勤務する者が暴力団員等である場合を除く。)</u>とする。 (指定地域密着型サービスに関する記録の保存) 第5条 省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項<u>(第37条の3において準用する場合を</u>	(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準) 第2条 (略) 第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、当該法人の役員等が泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である場合を除く。</u> (指定地域密着型サービスに関する記録の保存) 第5条 省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2

改 正 案	現 行
含む。以下同じ。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項に規定する記録の保存については、当該サービスを提供した日から5年間とする。ただし、次の各号に掲げる記録の保存期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。 (1)及び(2) (略)	項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項に規定する記録の保存については、当該サービスを提供した日から5年間とする。ただし、次の各号に掲げる記録の保存期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。 (1)及び(2) (略)

議案第 43 号

泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 20 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 24 号）の施行により、引用省令名が改正されたこと等に伴い、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市国民健康保険料条例（昭和 5 1 年泉大津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ウ中「給付費等に」を「給付等に」に、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」を「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」に、「第 6 条第 3 号から第 1 0 号まで及び附則第 7 条第 2 号」を「第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第 7 条第 2 号又は第 3 号」に改め、同号エ中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 3 号から第 1 0 号まで及び附則第 7 条第 2 号」を「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第 7 条第 2 号又は第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市国民健康保険料条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第2条 (略) (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア及びイ (略) ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額 (7) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	第2条 (略) (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア及びイ (略) ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付費等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額 (7) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭

改 正 案	現 行
(昭和 3 8 年厚生省令第 1 0 号) <u>第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合計額を除く。</u>) (イ)及び(ウ) (略) エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号（<u>国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第 7 条第 2 号又は 3 号に掲げる額の合計額を除く。</u>）、第 2 号及び第 3 号に掲げる額を除く。）の額	和 3 8 年厚生省令第 1 0 号) <u>第 6 条第 3 号から第 1 0 号まで及び附則第 7 条第 2 号に掲げる額の合計額を除く。</u>) (イ)及び(ウ) (略) エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号（<u>国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 3 号から第 1 0 号まで及び附則第 7 条第 2 号に掲げる額の合計額を除く。</u>）、第 2 号及び第 3 号に掲げる額を除く。）の額

議案第 4 4 号

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 2 0 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 4 6 号）の施行により、放課後児童支援員の資格要件が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉大津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、放課後児童支援員の資格要件が改められたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

1 放課後児童支援員の資格要件

(1) 教員免許状の更新を受けていない者の取扱い

教員免許状の更新を受けていない者も対象とするため、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものであること。（第10条第3項第4号関係）

(2) 資格要件の拡大

資格要件に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を、新たに加えるものであること。（第10条第3項第10号関係）

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) (略) (10) <u>5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u> 4 及び 5 (略)	(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) (略) 4 及び 5 (略)

議案第 4 5 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び
これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する
協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

平成 3 0 年 6 月 2 0 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を得る必要がある。

これが、この規約案を提出する理由である。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」に改める。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

(参 考)

大阪広域水道企業団規約新旧対照表

第1 大阪広域水道企業団規約新旧対照表（第1条関係）

変 更 案	現 行
別表第2（第3条関係） 泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	別表第2（第3条関係） 四條畷市、太子町、千早赤阪村

第2 大阪広域水道企業団規約新旧対照表（第2条関係）

変 更 案	現 行
別表第2（第3条関係） 泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、<u>能勢町</u>、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	別表第2（第3条関係） 泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

平成30年度 泉大津市一般会計補正予算

(補正第 1 号)

議案第 4 6 号

平成 3 0 年度 泉大津市 一般会計 補正 予算

平成 3 0 年度 泉大津市 一般会計 補正 予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2, 9 8 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 2 6 0, 4 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 6 月 2 0 日 提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国庫支出金		5,047,606	2,261	5,049,867
	2 国庫補助金	416,762	1,285	418,047
	3 委託金	22,065	976	23,041
14 府支出金		1,808,036	840	1,808,876
	2 府補助金	433,767	840	434,607
17 繰入金		421,287	7,014	428,301
	1 基金繰入金	393,741	7,014	400,755
19 諸収入		375,391	2,866	378,257
	5 雑入	331,536	2,866	334,402
歳 入 合 計		26,247,482	12,981	26,260,463

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,130,797	4,114	2,134,911
	1 総務管理費	1,604,914	4,114	1,609,028
3 民生費		12,555,151	2,571	12,557,722
	3 生活保護費	3,207,236	2,571	3,209,807
9 教育費		1,787,259	6,296	1,793,555
	1 教育総務費	485,005	1,816	486,821
	6 保健体育費	100,848	4,480	105,328
歳 出 合 計		26,247,482	12,981	26,260,463

平成30年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
13 国庫支出金	5, 0 4 7, 6 0 6
14 府支出金	1, 8 0 8, 0 3 6
17 繰入金	4 2 1, 2 8 7
19 諸収入	3 7 5, 3 9 1
歳 入 合 計	2 6, 2 4 7, 4 8 2

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
2, 2 6 1	5, 0 4 9, 8 6 7
8 4 0	1, 8 0 8, 8 7 6
7, 0 1 4	4 2 8, 3 0 1
2, 8 6 6	3 7 8, 2 5 7
1 2, 9 8 1	2 6, 2 6 0, 4 6 3

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	2, 130, 797	4, 114
3 民生費	12, 555, 151	2, 571
9 教育費	1, 787, 259	6, 296
歳 出 合 計	26, 247, 482	12, 981

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2,134,911				4,114
12,557,722	1,285			1,286
1,793,555	1,816		2,866	1,614
26,260,463	3,101		2,866	7,014

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,047,606	千円 2,261	千円 5,049,867

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	140,263	1,285	141,548
計	416,762	1,285	418,047

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 教育費委託金	0	976	976
計	22,065	976	23,041

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,808,036	千円 840	千円 1,808,876

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費府補助金	27,028	840	27,868
計	433,767	840	434,607

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 生活保護費補助金	1,285	生活保護基幹事務システム改修補助金

節		説 明
区 分	金 額	
1 教育総務費委託金	976	学校運営協議会調査研究事業委託金

節		説 明
区 分	金 額	
1 教育総務費補助金	840	早寝早起き朝ごはん推進校事業補助金

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

補 正 前	補 正 額	計
千円 421,287	千円 7,014	千円 428,301

(款) 17 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	150,474	7,014	157,488
計	393,741	7,014	400,755

補 正 前	補 正 額	計
千円 375,391	千円 2,866	千円 378,257

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	331,536	2,866	334,402
計	331,536	2,866	334,402

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	7,014	財政調整基金繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	2,866	スポーツ振興くじ助成金

(款) 17 繰入金

(項) 1 基金繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 2, 130, 797	千円 4, 114	千円 2, 134, 911

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9 企画調査費	69, 157	4, 114	73, 271				4, 114
計	1, 604, 914	4, 114	1, 609, 028				4, 114

補 正 前	補 正 額	計
千円 12, 555, 151	千円 2, 571	千円 12, 557, 722

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 生活保護総務費	154, 335	2, 571	156, 906	1, 285			1, 286
計	3, 207, 236	2, 571	3, 209, 807	1, 285			1, 286

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	3,295	6 元氣な泉大津づくり 政策研究事業 4,114	1 報酬 3,295 嘱託報酬
9 旅費	819		9 旅費 819 費用弁償

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	2,571	2 一般事務事業（生活 福祉課） 2,571	13 委託料 2,571 プログラム変更委託料

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,787,259	千円 6,296	千円 1,793,555

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事務局費	302,048	976	303,024	976			
3 教育支援センター費	31,037	840	31,877	840			
計	485,005	1,816	486,821	1,816			

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 体育館費	29,440	4,480	33,920			2,866	1,614
計	100,848	4,480	105,328			2,866	1,614

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費	172 683 103 18	5 学校運営協議会調査 研究事業 976	8 報償費 172 学校運営協議会学識者謝礼 9 旅費 683 費用弁償 11 需用費 103 消耗品費 41 印刷製本費 62 12 役務費 18 通信運搬費
8 報償費 9 旅費 11 需用費 14 使用料及び 賃借料	522 178 100 40	7 家庭教育支援事業 840	8 報償費 522 家庭教育支援員謝礼 9 旅費 178 費用弁償 11 需用費 100 印刷製本費 14 使用料及び賃借料 40 会場借上料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 備品購入費	4,480	2 体育館維持管理事業 4,480	18 備品購入費 4,480 体育器具購入費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		23,898	10,797	1,714	3,191	39,600	6,939	46,539	
	議 員	16	106,683		45,339			152,022	40,561	192,583	
	その他の 特 別 職	742	442,407					442,407	68,435	510,842	
	計	761	549,090	23,898	56,136	1,714	3,191	634,029	115,935	749,964	
補 正 前	長 等	3		23,898	10,797	1,714	3,191	39,600	6,939	46,539	
	議 員	16	106,683		45,339			152,022	40,561	192,583	
	その他の 特 別 職	740	439,112					439,112	68,435	507,547	
	計	759	545,795	23,898	56,136	1,714	3,191	630,734	115,935	746,669	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特 別 職	2	3,295					3,295		3,295	
	計	2	3,295					3,295		3,295	

平成30年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

(補正第 1 号)

議案第 47 号

平成 30 年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

平成 30 年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

平成 30 年 6 月 20 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場更新事業費	平成30年度 ～ 平成31年度	600,000 千円

平成30年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項		限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支出金	地方債	その他	
ポンプ場更新 事業費	補正前									
	補正後	600,000			平成30年度 ～平成31年度	600,000	300,000	300,000		
合 計	補正額	600,000				600,000	300,000	300,000		
	補正前 の 額	1,976,114		834,841		1,085,334	535,810	430,800	113,228	5,496
	計	2,576,114		834,841		1,685,334	835,810	730,800	113,228	5,496

